

覚書

一宮市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、市有財産賃貸借契約書（以下「原契約」という。）に基づき災害時における自動販売機専用鍵の使用について、以下のとおり覚書を締結する。

第1条 本覚書において「災害」とは、一宮市内において震度5弱以上の地震又は同等以上の天災が発生し、一宮市役所本庁舎に災害対策本部が設置された場合をいう。

第2条 対象となる物件は、次に設置した物件とする。

所在地	行政財産の名称	貸付場所	設置台数
一宮市貴船1丁目5番	松降住宅	松降住宅地内指定場所（屋外）	1台分

- 第3条**
- 乙は、甲に対し乙が設置した自動販売機の専用鍵（以下「専用鍵」という。）を貸与する。
 - 甲は、専用鍵の貸与を受けるに当たり、専用鍵の管理者を乙に通知するものとし、甲は善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理する。
 - 甲は、第1条に定義する災害が発生した場合にのみ、専用鍵を使用することができる。
 - 甲が本覚書以外の目的で鍵を使用した場合、本覚書は失効し、甲は乙に対し直ちに自販機の鍵を返却するとともに、乙は甲に対し損失分を請求できるものとする。
 - 甲は、甲が専用鍵を毀損、紛失等することにより乙が設置した自動販売機の商品等が毀損、紛失等した場合、直ちに乙に通知するとともに専用鍵及び当該商品の代金等を負担する。
 - 甲は、乙が設置した自動販売機が撤去される場合、専用鍵を直ちに乙に返却する。

- 第4条**
- 甲は、第1条の災害が発生し、自動販売機内の在庫提供を受ける必要が生じた場合、乙に対し、事前に専用鍵の使用の通知を行う。
原則、書面による通知とするが、災害状況により事後の通知もやむを得ないものとする。
 - 甲は、前項に基づき、専用鍵を使用して乙が設置した自動販売機内に在庫する商品を災害支援物資として提供を受けることができる。
 - 災害支援物資として提供を受けた商品の数量及び商品代については、無償とする。

第5条 この覚書の効力は、原契約書の契約期間満了により消滅するものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保管する。

令和2年4月1日

甲 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市
代表者 一宮市長 中野 正康

乙